

令和2年度第1回多摩市住替え・居住支援協議会 質疑・回答一覧

質問	回答
<b>(1)①令和2年度の事業について</b>	
<p>令和2年度事業概要の相談事業ですが、常設相談窓口の開設の体制で、社協職員と入っています。社協職員がベルブで出張相談窓口を開設しているのが、第1・3火曜日10時～16時になるため、但し書きでその旨明記いただくことは可能でしょうか。</p> <p>なお、現在は、コロナ関係の特例貸付申込の対応があり、第1・3火曜日の出張相談は中止させていただいています。特例貸付の期間が9月末日まで延長されたため、9月末日まで対応できないかもしれません。</p>	<p>決議資料1-1 I 相談事業【常設相談窓口の開設】体制の項目中、社会福祉協議会職員の後に「(第1・3火曜日10時から16時のみ)」と修正いたします。出張相談の実施状況につきまして、お手数おかけしますが再開が決まりましたらご連絡をいただけると大変助かります。</p>
<p>I 相談事業中の【出張相談会】について、第3回目を1月に予定とされておりますが、繁忙期に重なるため、今後の調整の中で可能であれば、会場を永山公民館としていただければ幸いです。(隣接の永山サービスセンターからの出席を予定しているため)</p>	<p>資料中の出張相談会の詳細は事務局の案です。書面会議で決定することが難しい事項もあるので、次回以降の協議会で会場を含め決定していきます。</p>
<p>(1)①令和2年度の事業について IV住替え支援事業中の【住替え啓発・市のPR等】について、「⇒ UR永山団地リノベーションプロジェクト実例見学は、…今年度も同様の開催を検討している。」とありますが、これは、記載のとおり、令和元年度と同様に、「多摩市魅力実感イベント」内で市企画課と連携し開催することを検討しているという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>資料中の住替え支援事業の詳細は事務局の案です。書面会議で決定することが難しい事項もあるので、次回以降の協議会で決定していきます。事務局としては昨年度MUJI×URイベントが好評であったため、今年度も同様に実施したいと考えております。多摩魅力実感イベントについては開催内容等含め現時点では未定と伺っています。</p>
<b>(2)③多摩市居住支援協議会会則(案)について</b>	
<p>住替え支援についての関わりは無し、ということよろしいでしょうか。</p> <p>また、住替え支援についての、これまでの協議会での整理(総括)と今後の展開については、この1年で整理することになるのでしょうか。</p>	<p>ご推察のとおりです。令和3年度以降は居住支援を目的とした任意団体に移行する予定です。また住替え支援については協議会における、これまでの整理、総括なども行う必要があると考えます。</p>

(3)②多摩市居住支援相談窓口の開設について

居住支援相談窓口(常設)は、居住支援協議会が所管する事業となるのでしょうか

ご推察のとおりです。本窓口は住替え・居住支援協議会の相談事業の一つとして実施するものであり、委員であり、事務局でもある市が設置するものです。運営にあたっては協議会のご意見や委員の皆様のご協力をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

「多摩市居住支援相談窓口」の開設のところで、(しごと・くらしサポートステーションに併設)とありますが、このくらし・しごとサポートステーションとは、市役所の組織と考えていいのでしょうか

また、「中髙年事業団やまて企業組合」という団体が主体となって「相談窓口」を運営するのでしょうか

しごと・くらしサポートステーションの場所で、中髙年事業団やまて企業組合がこの業務を担当するという理解で良いのでしょうか

さらに、しごと・くらしサポートステーションと中髙年事業団やまて企業組合の概要をお教え願えれば助かります。

多摩市(生活福祉課)では「しごと・くらしサポートステーション」において生活困窮者自立支援法に基づき、ひきこもり状態にある方や長期間就労から遠ざかっている方等、社会的に孤立しやすく就労等自立に向け寄り添った支援が必要な方、経済的困窮のみならず様々な生活課題を複合的に抱える方に対し、日常生活自立を含めた社会的自立・経済的自立・就労に向けた支援を行うことを目的とした業務を実施しております。

本業務は平成30年度より多摩市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託契約に基づき、中髙年事業団やまて企業組合への委託により実施しております。

やまて企業組合につきましては、環境事業部と福祉事業部があり、福祉事業部においては生活困窮者支援事業、路上生活者対策事業、無料職業紹介所、宿泊所などの事業を行っています。生活困窮者支援事業は主に都内の多くの自治体で業務実績を持っています。

また、これまで協議会で実施してきた住みかえ相談会において生活福祉課・都市計画課とともに、受付業務を担っていただくとともに、生活困窮者自立相談支援事業の中でも住まいに関する相談を受けてきた実績がある事業者です。

この度開設する居住支援相談窓口は、住替え・居住支援協議会の事務局である市が、中髙年事業団やまて企業組合に委託して、しごと・くらしサポートステーションに併設、同じ場所で開催する形です。